

令和5年10月30日(月) 裁決の概要

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (大気系疾病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁決の概要
1	川崎市長	川崎市の男性	気管支ぜん息 遺族補償一時金	<p>棄却</p> <p>本件は、被認定者の長男である請求人が、被認定者が当該認定に係る指定疾病(気管支ぜん息)に起因して死亡したとして、遺族補償一時金の支給を請求したところ、処分庁が令和3年6月1日付けで他原因を参酌し給付率を50%とする支給決定(原処分)をしたため、100%の支給を求めて、令和4年1月7日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>被認定者は、昭和47年6月(42歳)に認定(気管支ぜん息)を受けていたが、令和3年3月(91歳)に死亡した。死亡診断書における死亡の原因は多臓器不全となっている。気管支ぜん息の状況についてみると、平成30年11月(89歳)以降の障害等級は2級であり、令和2年7月から令和3年3月までの期間において、投薬によりコントロールは良好に行われており、気管支ぜん息の悪化はなかった。他原因についてみると、平成15年7月(73歳)からアルツハイマー型認知症により入院しており、平成30年7月(88歳)以降はほぼ寝たきりの状態にあり、長期間の入院生活と加齢により体力と身体機能が徐々に低下して老衰に至るといふ流れの中にあつたうえ、死亡数日前撮影の放射線画像において肺や肝臓に多発転移している進行した上行結腸癌がみられ、その1週間前から重度貧血とその急激な増悪がみられた。以上によれば、死亡原因である多臓器不全に認定疾病である気管支ぜん息が何らかの影響を与えたことは否定できないが、長期間の入院生活と加齢による体力と身体機能の低下が基本にあり、進行した上行結腸癌が多臓器不全の原因となった可能性が高い。したがって、死亡についての認定疾病(気管支ぜん息)の寄与の程度は50%を超えるものではないとするのが相当である。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁決の概要
2	独立行政法人環境再生保全機構	札幌市の男性	中皮腫 決定	<p>棄却</p> <p>本件は、処分庁が令和3年6月4日付けで、請求人の亡妻が法第5条第1項に規定する指定疾病である中皮腫に係る認定を受けることができる者であった旨の決定を行わないとする処分をしたため、請求人が、同年7月13日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>画像所見では、腹膜、腸間膜、大網、右胸膜には多数の結節・腫瘤があり、腹水、右胸水、内胸動脈リンパ節腫大を認め、中皮腫ないし原発不明癌を考えるとされた(なお、胸膜ブランク及びじん肺法に定める第1型以上の肺線維化所見も確認されず、石綿起因性の所見は見当たらなかった)が、当審査会の病理診断では、組織形態から上皮様形態を示す悪性腫瘍であるものの、免疫染色の結果から、中皮腫のマーカーであるWT1、D2-40及びすべてのサイトケラチンが陰性であることから、悪性中皮腫としては非典型的であり、悪性中皮腫と判定できず、亡妻が中皮腫にかかったとは認められない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
3	独立行政法人環境再生保全機構	埼玉県桶川市の男性	中皮腫 決定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、亡父が石綿を吸入することにより指定疾病(中皮腫)にかかった旨の認定を受けることができる者であった旨の決定を申請したが、処分庁が令和4年2月2日付けで決定をしない旨の処分(原処分)をしたため、同年3月3日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>当審査会の病理診断では、中皮細胞マーカーのcalretinin、WT1、D2-40がすべて陰性であり、BAP1が陽性、MTAPは陰性、サイトケラチンのAE1/AE3、CAM5.2が陽性であることから、悪性上皮性腫瘍の可能性を考え、中皮腫と判定できず、画像診断では、胸膜ブランクや肺の線維化所見はなく、不整な右胸膜肥厚と大量の右胸水が見られ、胸膜悪性病変疑いで、癌性胸膜炎あるいは中皮腫の鑑別は困難であった。</p> <p>したがって、請求人の亡父が中皮腫にかかったと認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】（続き）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁決の概要
4	独立行政法人環境再生保全機構	神奈川県藤沢市の男性	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することによって著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかった旨の認定を申請したが、処分庁が令和4年6月3日付けで認定をしない旨の処分をしたため、同月14日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は約20年間にわたり、ビル、マンションの新築、解体現場において左官として稼働していたから、大量の石綿ばく露の可能性があるが、当審査会の画像診断においては、肺気腫（COPD）、両側胸膜プラーク（一部に石灰化を伴う）及び動脈硬化性変化であって、びまん性胸膜肥厚とは認められない上、呼吸機能検査の結果によれば、パーセント肺活量、1秒率、1秒量はいずれも基準を満たさないから著しい呼吸機能障害は認められない。以上のとおり、請求人は石綿を吸入することによって著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
5	独立行政法人環境再生保全機構	大阪市の女性	中皮腫 決定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が亡母が中皮腫にかかった旨の認定を受ける者であったとの決定を申請したが、処分庁が令和4年8月3日付けで決定をしない旨の処分をしたため、同月13日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>当審査会の病理診断によれば、HE染色では、大型の異型細胞が集塊を形成して多数認められ、集塊を作る細胞は上皮様を配列を示し、一部の細胞集塊では乳頭状の構造を呈し、乳頭状腺癌あるいは中皮腫が考えられるが、免疫染色の結果は、keratinはCK7が陽性、CK20が陰性、calretinin、D2-40が陰性であり、WT1、PAX8、ERが陽性、かつ、BerEP4、claudin4が陽性であることから、中皮腫とは言えず、癌腫が考えられるところ、PAX8とERが陽性であることから、婦人科系の腫瘍あるいは腹膜癌の鑑別を要するものとされ、中皮腫とは判定できない。画像診断では、腹膜の播種性悪性病変が認められ、悪性腫瘍の腹膜播種か、腹膜中皮腫が鑑別に挙げられるとされ、右胸水とわずかな右胸膜肥厚が認められるものの、胸膜プラーク及びじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められない。</p> <p>以上のとおり、亡母が中皮腫にかかったとはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>